特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	みよし市遺児手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、みよし市遺児手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和3年7月16日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	みよし市遺児手当に関する事務				
②事務の概要	みよし市遺児手当支給支給条例及びみよし市遺児手当支給規則に基づき、同条例・規則で定める者に対して、みよし市遺児手当の認定・資格喪失・各種変更の事務を行う。				
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
みよし市遺児手当情報ファイル	,				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第2項、みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] 番号法第19条第8号、番号法別表の第64,135の項 番号法別表の主務省令で 定める事務を定める命令第35,74条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	こども未来部こども政策課				
②所属長の役職名	こども政策課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂5O (0561)32-2111				
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	こども未来部こども政策課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [1,000人未満(任意実施)] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満				
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·] ごれ.重占項日評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び引 3) 基礎項目評価書及び会 3) 基礎項目評価書及び会	È項目評価書		
されている。	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]	委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通	じた提供を除く。) [〇]	提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) []	接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	特定個人情報の入手、保管及び廃棄のプロセスにおいて、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクがあるが、そのリスクへの対策を講じている。				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を実施している。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	2015/9/1	2020/3/1	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	2015/9/1	2020/3/1		
令和3年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	2020/3/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	2020/3/1	2021/4/1	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ-4法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事前	
令和7年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号	[情報照会の根拠] 番号法第19条第8号、番号法別表の第64、135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第35、74条		
令和7年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	子育で健康部子育て支援課	こども未来部こども政策課	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	子育で支援課長	こども政策課長	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	子育て健康部子育て支援課	こども未来部こども政策課	事後	
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2)十分である	事後	
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	特定個人情報の入手、保管及び廃棄のプロセスにおいて、人手が介在する局面ごとに人為的 ミスが発生するリスクがあるが、そのリスクへの 対策を講じている。	事後	
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	2)十分である	事後	
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	_	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全 管理措置及び技術的安全管理措置を実施して いる。	事後	